

◆ 積極的に 人手不足の解消・賃上げの実施へ向け、

積極的に

補助金・助成金を活用しよう!



1 AI、ロボット、遠隔操作機器(IoT)など、人手不足の解消に効果のある製品を導入したい

中小企業省力化投資補助金(省力化・省人化補助金)

人手不足に悩む中小企業等の省力化投資を促進し、付加価値額や生産性の向上を図るとともに、賃上げに繋げることを目的とした補助金。AI(人工知能)・ロボット・遠隔操作機器(IoT)といった、人手不足の解消に効果がある汎用製品を「カタログ」から選択し、導入するための経費の一部を補助する。

※省力化:従前と同等、またはそれ以上の付加価値算出のための労働投入量を減少させること

補助金のメリット

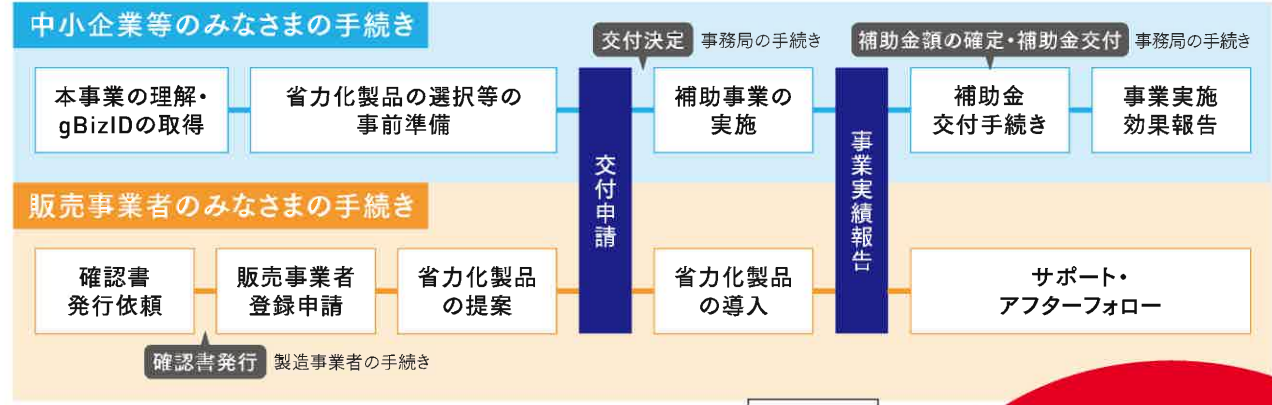
- 生産性の向上や人手不足の解消につながる
- 自社の課題、ニーズに合わせて製品を選ぶことができる
- 導入を支援する「販売事業者」による申請・手続のサポートがある

【補助金額・補助率】

補助対象	補助額		補助率
補助対象として カタログに登録された 製品等	従業員5名以下	200万円(300万円)	1/2 以下
	従業員6名~20名	500万円(750万円)	
	従業員21名以上	1,000万円(1,500万円)	

※賃上げ要件を達成した場合、()内の金額に補助上限が引上げられる

【交付申請・フロー】



※詳細に関しては、ホームページに掲載されている公募要領等でご確認ください。

<中小企業省力化投資補助金> <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



補助金対象
カタログは
こちら



2 事業計画を作成し、販路開拓や業務効率化に取り組んでみたい 持続化補助金(賃金引上げ枠)

小規模事業者等が、持続的な経営に向けて、商工会等の支援を受けながら自ら経営計画を策定して取り組む販路開拓や、販路開拓と併せて行う業務効率化を支援する補助金。

類型	通常枠	賃金引上げ枠※	卒業枠※	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は3/4)	2/3	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円
インボイス特例	50万円	※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ			

※賃金引上げ枠は、補助事業期間中に事業場内最低賃金を+50円以上とした場合、補助金の上限が50万円から200万円に引き上げられる。
※申請システムがGrantsから専用の独自システムに変更。代理申請不可が要綱に明記。

<福岡県商工会連合会> <https://shokokai.ne.jp/duration/>



3 革新的な製品・サービスの開発に補助金を活用したい ものづくり補助金(賃金引上げ要件)

中小企業・小規模事業者が生産性向上や持続的な賃上げに向けて取り組む、革新的な製品・サービスの開発または生産プロセス等の省力化のための設備投資・システム構築を支援する補助金。(補助額750万円～8,000万円、補助率1/2～2/3)※下記3つの基本要件を満たした3～5年の事業計画策定が必要。(賃金引上げ要件は赤字)



01 事業者全体の付加価値額を年平均成長率(CAGR) 3%以上増加

02 給与支給総額を年平均成長率(CAGR) 1.5%以上増加

03 事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする

大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

基本要件に加え、右記に関する詳細な事業計画を提出し、数値の達成が必要(補助上限額が100万円～2,000万円上乗せ)

01 給与支給総額

給与支給総額を年平均成長率(CAGR) 1.5%以上増加に加え、更に年平均成長率4.5%以上(合計で年平均成長率6%)増加

02 事業場内最低賃金

事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準とすることを満たし、さらに毎年、事業場内最低賃金を年額+50円以上増額

<ものづくり補助金総合サイト> <https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>



4 新分野へのチャレンジや、事業を大きく転換するために投資したい 事業再構築補助金(コロナ回復加速化枠(最低賃金類型))

ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出(新分野展開、業態転換)、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する補助金。

【必須要件】

- ①事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること。
- ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、確認を受けること。
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平均成長率3%以上増加

【コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)の追加要件】

- ①コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を支援するため、補助率の上限を引き上げる。必須要件+④必要
- ④2022年10月から2023年9月までの間で、3か月以上最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

<事業再構築補助金HP> <https://jigyousai-kouchiku.go.jp/>

補助金額	
従業員5名以下	100万円～500万円
従業員6名～20名	100万円～1,000万円
従業員21名以上	100万円～1,500万円

補助率	
中小企業者等	3/4(2/3)
中堅企業等	2/3(1/2)

※()内はコロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合

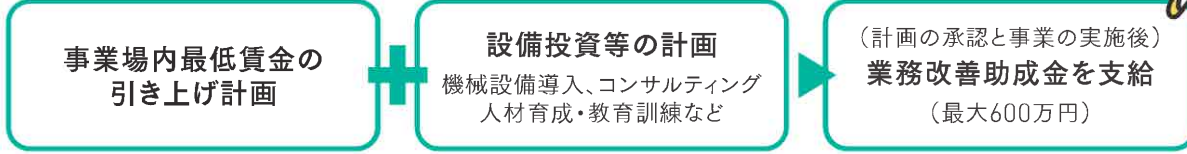


5

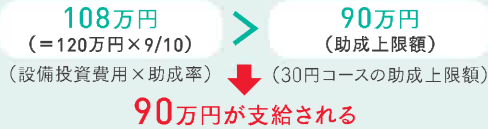
事業場内の最低賃金の引き上げと設備投資の計画を立て、費用の助成を受けたい

業務改善助成金

生産性向上に役立つ設備投資等を行い(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など)、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合**(金額は助成金コース毎に異なる)、**その設備投資等にかかった費用の一部を助成する。**



- 例) ○事業場内最低賃金が941円の場合
 →助成率9/10(生産性要件を満たさない場合4/5)
 ○3人の労働者を971円まで引上げ(30円コース)
 →助成金の上限額は90万円
 ○設備投資などを行った額が120万円



<厚生労働省HP>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html



6

非正規従業員の正社員化等、処遇改善に合わせて助成金を活用したい

キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース等)

有期雇用労働者、短時間労働者等の、いわゆる**非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するために、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に助成する。**

- 例) 社会保険適用時処遇改善コース
 ①新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賃上げ・労働時間延長を行った。
 ②労働時間を延長し新たに社会保険の被保険者とした。

助成金メニュー	助成額(一人当たり)	
	中小企業の場合	大企業の場合
手当等支給メニュー	50万円	37.5万円
労働時間延長メニュー	30万円	22.5万円
併用メニュー	50万円	37.5万円

<厚生労働省HP>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html



7

時間外労働の削減や有給休暇等促進のため、生産性を向上させる環境整備に取り組みたい

働き方改革推進支援助成金

中小企業事業主が、**時間外労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む際、実施に要した費用の一部を助成する。**(成果目標があり、業種により異なる。以下は目標例)

- ①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を削減
- ②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入
- ③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ交付要綱規定の特別休暇を新たに導入

支給対象となる取組みには、労務管理担当者に対する研修や、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理用機器の導入・更新などがある。

<厚生労働省HP>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html



8

賃上げを行うことで、利率の低い借入金制度を活用したい

賃上げ貸付利率特例制度(日本政策金融公庫)

日本政策金融公庫 国民生活事業では、自社従業員の賃上げに取り組む事業者が利用できる「賃上げ貸付利率特例制度」(利率-0.5%)を実施している。

対象者	新たに事業を開始後3か月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方
貸付利率	各融資制度に定める利率-0.5%(貸付日から2年間)(※)利率の下限は0.3%

※マル経融資(小規模事業者経営改善資金)制度との併用が可能

<日本公庫HP> https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/wage_increase_m.html



9

承認を受けた経営革新計画の実現に補助金を活用し、賃上げへと繋げたい

経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金

物価高や人手不足等の困難な状況の中、中小企業者の経営向上を図ることで持続的な賃上げにつなげるため、経営革新計画に基づく「新事業活動」に必要な経費を補助する「経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金」を実施。

【対象者】経営革新計画の承認を受け、計画実行により賃上げに取り組む事業者

補助率	対象経費の2/3以内
補助金額	上限65万円
補助対象事業	設備機器導入費・システム導入費・外注費・広告宣伝費等

<中小企業振興センターHP> <https://www.joho-fukuoka.or.jp/chinage/index.html>



10

県の支援を受け、省力化又は省エネ化に効果のある設備を導入したい

福岡県中小企業生産性向上緊急支援補助金

福岡県内の中小企業等が省力化又は省エネ化により生産性を向上させ、賃上げを行うために、県が設置する「福岡県中小企業生産性向上支援センター」の支援を受けている企業を対象とした補助金。

補助対象者	福岡県中小企業生産性向上支援センター(以下「センター」)の生産性アドバイザーによる支援を受けている中小企業等
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 省力化又は省エネ化に資する設備の導入を行うこと 補助事業終了時まで、事業場内最低賃金を30日以上引き上げること
補助率	2/3以内
補助限度額 採択予定件数	大規模支援 1,300万円 34件程度 小規模支援 200万円 26件程度 ※件数は、審査の結果や予算の範囲内で変動する可能性があります。

<福岡県HP 商工部 中小企業技術振興課>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/productivity-improvement-subsidy-2024.html>



人手不足解消や賃上げに係るご相談は、お近くの商工会へ!